

令和 2 年
第 2 回 臨時市議会

条例議案等参考

阿久根市

議案 番号	件名	ページ
69	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
70	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
71	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3

議案第69号参考 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（期末手当） 第7条（略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4)（略） 3・4（略）</p>	<p>（期末手当） 第7条（略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4)（略） 3・4（略）</p>

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（期末手当） 第7条（略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4)（略） 3・4（略）</p>	<p>（期末手当） 第7条（略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4)（略） 3・4（略）</p>

議案第70号参考 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p>

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>6・7（略）</p>

議案第71号参考 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（期末手当） 第11条の2（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第11条の2（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（期末手当） 第11条の2（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第11条の2（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>